

令和5年度 第2回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和5年6月7日(水) 13:30~14:15

2. 開催場所

県庁17階 1701会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議題

議第3号 令和5年度におけるウナギ種苗の放流指示数量の減免措置について

議第4号 漁場計画について(答申)

議第5号 漁場計画(内共第14号)について(諮問)

議第6号 公聴会の開催について(内共第14号)

協議第1号 増殖指針の方針(一部改正)について

その他

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることを報告。
会 長	議事録署名者を依頼。
議第3号 令和5年度におけるウナギ種苗の放流指示数量の減免措置について	
事 務 局	<p>シラスウナギの採捕量の低迷、それに伴う放流用ウナギ種苗の高騰等を鑑みて、岐阜県漁業協同組合連合会から第5種共同漁業権に係るウナギの増殖指示数量の減免要望があり、その是非等を審議。</p> <p>令和5年の河川放流用ウナギ種苗の価格は、6,800円/kg（消費税抜き）であり、減免措置の考え方と方法は、</p> <p>(1) 減免の決定：「その年の河川放流用ウナギ種苗価格が平成22年の価格を超えているか否か。」が基準。</p> <p>(2) 減免の方法：「その年の増殖指示数量（kg）に種苗価格比（平成22年／当該年）を乗じた数量以上放流すること。</p> <p>令和5年の種苗価格比は0.51。以上より、令和5年におけるウナギ種苗の放流に係る減免措置について、「増殖指示数量は変更しないものの、各漁業協同組合が増殖指示数量の達成に向けて最大限努力することを前提に、各漁場、最低でも増殖指示数量の5割以上の放流とする。」案とする。</p>
原案のとおり承認された。	
議第4号 漁場計画について（答申）	
事 務 局	<p>漁業権免許の一斉切替に伴う漁場計画の樹立について、漁業法第67条第2項で準用する第64条第4項の規定に基づき、岐阜県知事から意見を求められたため、同法第64条第5項の規定に基づき、利害関係人の意見を聞くための公聴会を岐阜会場及び飛騨会場にて開催し、利害関係者の意見も参考にして、岐阜県知事に対し意見を述べるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内共14号については、漁業権魚種にニジマスを加えたいという要望があり、別途諮問・答申が必要であるため除外。 ・飛騨会場・岐阜会場の公聴会の結果について説明。 ・ニジマスの漁業権魚種への追加について、現状のアンケート結果について説明し、11漁協から必須あるいは必要であると回答。 ・ニジマスの放流については在来魚の生息・繁殖への留意、外来種であ

	ることの利用者への説明、影響が懸念される場合には水産研究所と調査を実施すること、遊漁者による放流への注意喚起することを基本的な考えとすることを説明。
委員	漁業関係者だけでなく、遊漁者にもニジマスが外来種であることを認識してほしい。
事務局	外来種に関する資料を事務局で作成し、各漁協のHPで公表できるように検討。
委員	長良川でニジマスが釣れるということに違和感がある。 問題はないのか。
委員	リスクは少ない中で、ニジマスを利用するかどうかは漁協判断。
事務局	この漁場は、夏場はニジマスが生存できないほどの高水温になる。また、アユ漁ができない冬場の漁場を利用することを漁協は考えている。
原案のとおり答申することを決定	
議第5号 漁場計画（内共第14号）について（諮問）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業権魚種にニジマスを加えたいという要望に対応するもの。 ・ ニジマス漁業は閉鎖水域の特定釣漁場での利用を検討。 ・ 水産研究所と協議を行い、ニジマスの再生産への注意、アマゴの混獲への注意について意見紹介。
原案のとおり承認された。	
議第6号 公聴会の開催について（内共第14号）	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内共第14号について、漁場計画の変更が諮問されたことから、公聴会を開催。 ・ 公聴会は漁業法第64条第5項に従って利害関係人の意見を聴くもの。 ・ 公聴会は、9月5日に開催。
原案のとおり承認された。	
協議第1号 増殖指針の方針（一部改正）について	
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増殖指針の方針について一部改正の協議があったもの。 ・ 基本方針の1について「あゆと雑魚に大別されている増殖金額については、減額する方の増殖金額の30%を上限として、他方へ変更することができる。」という文言を追加。 ・ 現在多くの漁協で放流がアユに偏っており、さらに雑魚からアユへ変更すると雑魚の遊漁料の値上げが困難になる恐れについては指導予定。

委 員	基本方針の1において、にじます、ふな、うなぎ、なまずの4種について、5kg以上の増殖行為が必須となっているのはなぜか。
事 務 局	種苗の入手が可能な魚種であり、指示数量が金額となった場合の増殖行為の最低量を定めている。
原案のとおり承認された。	
その他	
事 務 局	<ul style="list-style-type: none"> ・全国内水面漁場管理委員会連合会の令和5年度通常総会の出席について報告。 ・コクチバスのリリース禁止および買取の状況を報告
意見なし	
閉 会	
事 務 局	会長が挨拶し、閉会を宣言。